

「令和7年度、8年度、9年度 護衛艦「いずも」特別改造等」の契約希望者募集要項（公募）

「令和7年度、8年度、9年度 護衛艦「いずも」特別改造等」の契約について、公募を実施するので参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公 募 実 施 権 者）
契 約 担 当 官 等
海上自衛隊横須賀地方総監部
経 理 部 長 中 川 純

記

1 調達品目

令和7年度、8年度、9年度における護衛艦「いずも」特別改造等
調達品目及び資格の種類は別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者

（5）応募時点において有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出

できる者

(6) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時まで
に有することができる者

ア 契約履行に必要な設計能力を有すること。

イ 契約履行に当たり必要な技術、設備及び公的資格を有するとともに、必要な
設計・管理能力を有する技術者を所要数従事させることができること。

ウ 履行後の不具合に関する迅速かつ継続的な対応が可能なこと。

エ 秘密を取り扱う関係者については、秘密保全に関する教育が確実に実施され
ており、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。

オ C U I (Controlled Unclassified Information (F-35 航空システム等に関
する情報であって、米国国務省の定める国際武器取引規則
(ITAR:International Traffic in Arms Regulation) に規定する米国需品リス
ト (The United States Munitions List, part 121.1) に記載された事項に該
当するものをいう。)) に関する情報セキュリティを実施できること。

カ 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、当該許可若し
くは認可を契約履行時に受けることができること。

キ 官側の指定する検査設備及び検査態勢が整っていること。

ク 特許等工業所有権が必要な場合は、特許等工業所有権を契約履行時に使用可
能である者。

ケ 護衛艦「いずも」の建造に関する技術資料を有する又は「いずも」型護衛艦を
建造した造船所からの技術支援が得られること。

コ 令和5年度役務「いずも」定期検査に関する工事要領書等の作成(調達要求番
号:05-2-5249-3730-0011-00)及び令和5年度役務「いずも」定期検査に関する
工事要領書等の作成(その2)(調達要求番号:05-2-5249-3730-0028-00)の受
注者からの技術支援が得られること。

(7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊する
ことを主張する団体等、その他を結成し又は加入もしくは協力していないこと
を証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(8) 当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本
項第6号から第7号の項目を満たすこと。

3 参加表明書及び技術資料等の提出

(1) 応募する者は、「参加表明書」(別紙様式のとおり。)、及び次に掲げる資料
(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

イ 官公庁及び民間における同一又は類似案件の過去５年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略できる。）

ウ 前項に規定する設備、体制等に関し証明できる書類（下請業者を含む。）

なお、同等の調達に関し、海幕公募「令和５年度、６年度、７年度自衛艦の定期検査、年次検査及び修理等に係る契約（艦船の部・武器の部の造船所実施工事）」及び海幕公示「令和５年度、６年度、７年度自衛艦に装備する艦船の機器等の定期検査、年次検査及び修理（改造を含む。）に係る契約（専門業者実施工事分）」で提出している場合は、その旨を記載した書面を提出することにより省略できるものとする。

（ア）安全管理及び衛生管理体制が明記された資料

（イ）品質管理及び工程管理体制が明記された資料

（ウ）所有している設備機材一覧及び同機材の検査証明書等

（エ）溶接技能等、契約履行に当たり必要な技術に関する公的機関からの資格証明

（オ）役務行為に必要な資材等の保管場所及び官給品等の保管場所についての資料

（カ）秘密保全及びＣＵＩに関する教育等実施状況

エ 次のいずれかの資料

（ア）護衛艦「いずも」の建造に関する技術資料を有することが証明できる資料

（イ）護衛艦「いずも」の艦首に関する資料を有することを証明できる資料

（ウ）「いずも」型護衛艦を建造した造船所との技術提携等が契約履行時に証明できる資料

（エ）「いずも」型護衛艦を建造した造船所から技術支援（整備マニュアル、詳細図面、取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられることを含む。）が得られることを証明できる資料

オ 下請企業に事業の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第２項に規定する能力・態勢等を証明する書類を添付すること。

ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。

（ア）同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、横須賀地方総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおりの。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省

略することができる。

(イ) 過去5年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(ウ) 過去5年以内に提出した技術資料のうち、部分的な変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。

(エ) 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

(2) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

(3) 提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

〒238-0046

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

046-822-3500（内線2255）

(4) 提出期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月10日（水）

なお、上記の期間に係わらず新たに態勢・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該公募に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

(5) 提出方法

直接持参または郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(6) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

4 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する横須賀造修補給所の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

6 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てをすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募にあたっての留意事項

応募者は、応募にあたり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

(3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

(4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。

(6) 提出書類を他の目的に使用しない。

(7) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、応募者は速やかに変更の届出をしなければならない。

- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (9) 資料の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。
- (10) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

【 記 入 例 】

令和○年○月○日

契約担当官等

横須賀地方総監部経理部長 殿

○○○○(株)

代表取締役社長 ○○ ○○

代理 ○○○○(株)

○○ 部 長 ○○ ○○

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

横監公示第 号（令和7年 月 日）

番号	調達品目	備 考
○	◆▽◆▽◆▽◆	

（注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 ○○○○（横監公示第○○号（令和○年○月○日）において提出済）
3 ○○○○○○

調達品目及び資格の種類

番号	調達品目	資格の種類	備 考
1	護衛艦「いずも」艦首構造物の製造等	物品の製造	
2	護衛艦「いずも」特別改造	役務の提供等	